

令和4年度

第1回東京都食品安全審議会

日時：令和4年8月17日（水）午後2時30分～午後4時03分  
場所：東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A（WEB会議併用）

午後 2 時 3 0 分開会

【稲見食品監視課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回東京都食品安全審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課長の稲見と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB 会議形式との併用で開催をさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、佐藤福祉保健局健康危機管理担当局長よりご挨拶申し上げます。

【佐藤健康危機管理担当局長】 福祉保健局健康危機管理担当局長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

食品安全審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、東京都におけるふぐの取扱い等に関する制度の在り方につきまして、精力的にご審議をいただきまして、答申をまとめていただきました。心から感謝を申し上げます。本日は、その制度の改正状況に加えまして、食品安全推進計画の進捗状況等につきましても、ご報告を申し上げます。

さて、皆様には、令和 2 年 1 2 月から第 9 期東京都食品安全審議会委員として、都における食品の安全確保に関する施策につきまして、精力的にご審議をいただきました。ちょうどコロナの流行していた期間と重なっておりましたので、なかなか皆さんが顔を合わせて審議をいただくという機会は非常に少なかったと思いますけども、そういう中にありまして、非常に多大なお力添えをいただきまして、ネット、オンラインの形を含めまして、いろいろご審議をいただきました。誠に感謝を申し上げます。

最後まで、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜れば幸甚に存じております。

最後になりましたが、今後とも、都の食品安全行政に関しまして、皆様方のご支援を賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単でございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【稲見食品監視課長】 佐藤担当局長は、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(佐藤健康危機管理担当局長 退席)

【稲見食品監視課長】 本審議会の資料及び議事録は、原則、公開とすることとなっておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、会の進行につきまして、ご案内をさせていただきます。

ご発言の際は、会場にいらっしゃいます委員の方は、挙手の上、目の前のマイクの下側の右側のボタンを押していただき、赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、赤いランプを消

してください。WEBでご参加の委員の方におかれましては、システム上の挙手ボタンを押していただき、ミュートを解除していただいた上で、ご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手を解除し、ミュート状態に戻していただきますよう、お願いいたします。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいまご出席の委員は、21名で、委員総数22名の過半数に達しており、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。なお、本日、石井委員からはご欠席の連絡を受けております。

それでは、以後の進行は、五十君会長にお願いしたいと思います。

五十君会長、よろしくをお願いいたします。

【五十君会長】 五十君でございます。

本日、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

コロナの影響で、今回もWEBとの併用となりますが、皆さん、ご協力よろしくお願ひします。審議会の円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、議事に入る前に、事務局から本日の資料につきまして確認をお願いします。

【事務局】 食品監視課の増田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に配付させていただいております本日の資料について、ご説明いたします。

まず、クリップ留めになっております会議次第が一番上になっているものをご確認ください。会議次第が片面刷りで1枚。次に名簿で、表面が委員名簿、裏面が事務局職員名簿となっておりますものが1枚。次に、資料1としまして、ホチキス留めをしました両面刷り資料で、最後のページが16ページとなっておりますものが1部。次に、資料2としまして、両面刷りのものが1枚。資料3としまして、片面刷りのものが1枚となっております。

以上が資料の内容となります。

次に、参考資料は、次第に記載しております参考資料1から参考資料12までを一式、資料の下に置かせていただいております。このほかに、本日、お集まりいただいております委員の皆様につきましては、左手に座席表と審議会規則、それから、机上資料としまして、食品安全推進計画の冊子をご用意しております。

資料の説明につきましては、以上となります。

【五十君会長】 WEB参加の委員の方々、ただいまご紹介のありました資料、お手元におそろいでしょうか。会場の方、いかがでしょうか。特に問題はないですか。

それでは、早速、お手元の会議次第に従いまして、議事に入りたいと思います。

報告事項1、東京都食品安全推進計画重点施策進捗状況等について、事務局からご説明をいただきたいと思ひます。

【事務局】 それでは、事務局から東京都食品安全推進計画重点施策の進捗状況等についてということで、令和3年度の実績と令和4年度の取組予定について、ご説明

させていただきます。

資料1をご覧ください。令和3年度から令和7年度までの食品安全推進計画の重点施策は、重点施策1から11までございます。今回の計画から新たに入った施策には「新規」、食品衛生法改正に対応する施策には「法改正」と記載しております。

それでは、2ページをご覧ください。まず、ページの構成についてですが、一番上に重点施策の項目、左側に具体的な施策内容、中央に令和3年度の実績、右側に令和4年度の取組予定を記載してございます。

それでは、重点施策1、「東京都GAP認証制度の推進」について、ご説明いたします。

東京都GAP認証制度は、農産物の生産・出荷における食品安全、環境保全などの観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を認証する制度です。この認証制度の普及を推進する施策となっておりまして、施策の内容は、記載の3項目となります。

令和3年度は、生産者の認証取得の促進としまして、認証取得者を対象とした研修会やセミナーの開催、それから、リーフレットの作成・配布を行いました。令和3年度の認証取得者は12件、認証品目は延べ36品目、種類としては27品目となっております。また、消費者へのPRとしまして、認証制度や生産者をホームページや冊子により紹介したり、小売店舗でPRイベントを開催しまして、都民への制度周知を行いました。また、GAP農産物の流通拡大に向けまして、認証生産者と食品事業者とのオンライン商談会を開催いたしました。

今年度も、これら3項目につきまして、同様に実施してまいります。

GAP認証制度につきましては、参考資料1をお配りしております。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。重点施策2、「HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進」です。

こちらは、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を速やかに導入して、定着できるよう、技術的支援を行うことと、食品安全を担う人材の育成を進める施策となっております。施策内容は、記載の2項目となります。

一つ目のHACCPに沿った衛生管理の周知及び技術的支援につきましては、令和3年度は、衛生管理計画の作成や記録を補助する食品衛生管理ファイルの配布や小規模飲食店等に対して、有識者が訪問して、アドバイスなど、支援を行う訪問アドバイス事業の実施、また、HACCPに係る相談会を開催しまして、有識者から事業者への衛生管理計画の作成などに関する技術的助言を実施いたしました。

今年度も、こちらの3点につきまして、同様に実施してまいります。

次に、食品安全を担う人材の育成としまして、令和3年度は、食品製造業者等を対象としたHACCP推進者育成講習会を演習を交えた動画配信形式で実施いたしました。また、4ページになりますが、ISO22000などの民間認証に関する研修に食品衛生監視員を派遣しまして、食品衛生監視員の資質向上を図りました。

今年度につきましては、HACCP推進者育成講習会は、ライブ配信形式での実施を予定しております。また、食品衛生監視員向けのHACCP専門研修につきましては、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で実施ができませんでしたが、今年度

は実施を予定しております。

続きまして、5ページをご覧ください。重点施策3、「多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進」です。

こちらは、多様化する食の提供主体や新たな提供形態をとる事業者が適切な衛生管理を行えるように、指導や技術的支援を行う施策となっております。施策の内容は、記載の2項目となります。

まず、一つ目に、近年、子供食堂など、ボランティア等が福祉を目的として、食品を提供する主体が多様化しておりますが、食品衛生の営業許可や届出の対象外となる食の提供主体に対しても、安全に食品を提供できるよう、技術的支援を行っていくこととしております。

そのため、令和3年度は、衛生管理に関する留意すべき事項について、ガイドラインを作成しまして、このガイドラインの内容を基に、運営者向けのリーフレットを作成いたしました。こちらのリーフレットは、参考資料2として配付しております。

今年度は、いわゆる子供食堂などの運営者に対しまして、必要に応じて、衛生面での助言を実施したり、作成したリーフレットを区市町村の子供食堂などの関係部署に周知するほか、ホームページを活用して、衛生管理の啓発を実施予定です。

二つ目に、新型コロナウイルス感染症の流行の影響などによって、テイクアウトや宅配などの新たな提供形態を開始する事業者が増加していることから、新しい日常に対応する事業者への対策としまして、令和3年度は、調理済食品の温度管理や手洗いの徹底などにつきまして、ホームページなどで情報提供を行うとともに、テイクアウトや宅配などによる食品の提供を行う施設について、監視指導を実施いたしました。

今年度も、引き続き情報提供や監視指導を実施してまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。重点施策4、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」です。

こちらは、食品の安全に関する様々な情報を収集し、分析して、科学的知見に基づいて評価しまして、その結果を施策に反映することで、健康への悪影響を未然に防止する施策となっております。施策の内容は、記載の3項目となります。

令和3年度は、海外情報などの食品安全に関する情報の収集のほか、食品安全情報評価委員会を2回開催しまして、鶏内臓の細菌学的実態調査及び食肉に関する意識調査等と、ヒスタミンを原因とする食中毒の予防について、検討を行いました。また、食品安全情報評価委員会の評価結果に基づく情報をホームページや東京動画、ツイッター、リーフレットなどで、都民への情報発信を行いました。

今年度も、同様に3項目について、実施してまいります。

続きまして、7ページをご覧ください。重点施策5、「輸入食品対策」です。

こちらは、輸入食品に対する監視指導や検査を行うとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援して、輸入食品の安全確保を図る施策となっております。施策の内容は、記載の4項目となっております。

令和3年度は、健康安全研究センターの専門監視班による輸入事業者や輸入食品を取り扱う倉庫事業者への監視指導や、輸入食品の検査を実施いたしました。輸入食品の検査では、延べ4項目の法違反がありまして、輸入者を管轄する自治体に通報する

など、必要な措置を講じております。また、輸入事業者の自主管理の支援ということで、チェック表を用いた点検を行ったり、輸入事業者講習会を動画配信形式で行いました。

今年度も、同様に4項目について、実施してまいります。

続きまして、8ページ、それから、9ページをご覧ください。重点施策の6、「健康食品」対策です。

こちらは、健康食品の安全を確保して、正しい利用方法の普及啓発を行う施策となっております。施策の内容は、記載の6項目になります。

令和3年度は、店頭やインターネットを通じて販売されている健康食品の市販品126品目を購入しまして、試買調査を実施いたしました。その結果、医薬品成分を検出した3品目、それから、不適正な表示・広告が確認された102品目について、必要な措置を講じました。

次に、食品衛生法改正によって創設されました「指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度」につきましては、令和3年度は、東京都として、健康被害情報の届出を受理したものはありませんでしたが、他自治体からの調査依頼に対応いたしました。また、指定成分等含有食品を取り扱う事業者としまして、現在、東京都の管轄では、製造施設が1施設のみとなっておりますが、そちらへの監視指導を行いました。また、東京都医師会や薬剤師会などから健康食品による健康被害情報を収集して、健康被害事例専門委員会を2回開催いたしました。

また、9ページになりますが、健康食品を取り扱う事業者向けに講習会を動画配信で開催したり、都民に対しましては、健康食品の正しい使い方などについて、ホームページや東京動画を活用した動画などによる普及啓発を実施いたしました。また、機能性表示食品制度につきましても、講習会での事業者への制度周知やリーフレットなどで都民への普及啓発を行いました。

今年度も、6項目につきまして、同様に実施してまいります。

続きまして、10ページ、それから、11ページをご覧ください。重点施策7、「新たな表示制度による適正表示の推進」です。

食品表示法改正などを踏まえまして、国や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談や監視体制を整備して、適正表示を推進する施策となっております。施策の内容は、記載の4項目になります。

令和3年度は、国などの関係機関との連携として、東京都食品表示監視協議会の中で、情報共有や意見交換を行いました。また、令和4年4月1日に全面施行されました原料原産地表示制度などの対応に向けた相談や普及啓発、それから、令和3年6月1日に開始されました自主回収届出制度への対応を行いました。

また、11ページになりますが、食品関連事業者を対象とした適正表示推進者育成講習会、フォローアップ講習会を動画配信形式で実施いたしました。また、農畜水産物などの品種や産地などを外見で見分けることが困難な食品表示につきまして、DNA分析などによる食品表示の科学的検証を実施いたしました。

令和3年度に作成いたしました食品表示関連の冊子、リーフレットにつきましては、参考資料3から5として配付しております。

今年度も、4項目につきまして、同様に実施してまいります。

続きまして、12ページをご覧ください。重点施策の8、「食品安全に関する健康危機管理体制の強化」です。

こちらは、広域的な健康被害の発生などを見据えて、国や他自治体との連携を強化するとともに、平常時から訓練などを行って、緊急時における迅速で適切な対応方法を確立する施策となっております。施策の内容は、記載の2項目になります。

一つ目の関係機関との連携体制の構築ですが、食品衛生法改正によって設置されました関東信越厚生局主催の広域連携協議会は、令和3年度は開催がございましたが、広域的な食中毒事案対応のため、国や近隣自治体との情報共有を随時実施いたしました。また、二つ目の訓練の実施につきましては、都区市の食品衛生監視員対象の食中毒発生時の危機管理訓練や中央卸売市場の食品危害対策マニュアルに基づく机上訓練を実施いたしました。

今年度も、同様に2項目について実施してまいります。

続きまして、13ページをご覧ください。重点施策9、「外国人への情報発信等の充実」です。

こちらは、都内の飲食店などで働く外国人や東京都を訪れる外国人に対しまして、食品安全に関する情報を発信していくとともに、食物アレルギーを有する外国人が都内で安心して食事を楽しめるように、飲食店への支援を行う施策となっております。施策内容は、記載の3項目となります。

令和3年度は、外国人の食品関係従事者への情報発信としまして、都内で働く外国人の食品関係従事者に向けた衛生管理の基本事項や手法について、多言語で説明をするガイドブックを作成いたしました。こちらは、ページを切り離して、ポスターのように掲示できるようになりまして、参考資料6として配付しております。今年度は、言語を変えて、ガイドブックを作成予定です。

また、ホームページ、「食品衛生の窓」の事業者向け情報等を英語化に加えまして、中国語の簡体字、繁体字、それから、韓国語化いたしました。リンク先につきましては、参考資料7として配付しております。今年度も引き続きページの追加、更新を実施してまいります。

また、飲食店向けの食物アレルギー対策の講習会を動画配信で実施いたしまして、従業員と外国人利用者が円滑にコミュニケーションを取るためのアレルギーコミュニケーションシートの周知も行いました。今年度も、飲食店向け食物アレルギー講習会を動画配信で開催予定です。

続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。重点施策10、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」です。都民、事業者、行政がそれぞれの取組について、相互に理解を深められるように、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進する施策となっております。施策の内容は、記載の3項目となります。

令和3年度は、一つ目につきましては、食の安全都民フォーラムを動画配信で1回、食の安全都民講座を動画配信などで4回開催いたしました。テーマなどにつきましては、記載のとおりとなっております。また、昨年度の食品安全審議会でもご審議いた

いただきました「ふぐの取扱い等に関する制度の在り方」の検討や食品衛生監視指導計画の策定に当たりまして、パブリックコメントを実施いたしました。

今年度も、食の安全都民フォーラム等につきまして、実施してまいります。今年度の食の安全都民講座のチラシは、参考資料8として配付しております。

次に、15ページになりますが、二つ目の児童等対象に応じた体験型啓発としまして、令和3年度は食の安全こども調査隊、夏休み子供セミナーを夏休みの時期に自宅学習資材の送付により実施いたしました。毎年、食の安全こども調査隊は、募集人数を大幅に超える申込みがあるため、今年度は、募集人数を50名から150名に増やして実施いたします。

食の安全こども調査隊の案内チラシを参考資料9として配付しております。

三つ目の情報提供の充実につきましては、ホームページ、メールマガジン等による情報提供を行ったり、乳児ボツリヌス症予防リーフレットなど、食中毒予防に関する普及啓発資料を作成いたしました。「乳児ボツリヌス症予防のリーフレット」などにつきまして、参考資料10として配付しております。

今年度も、ホームページや啓発資材による情報提供を引き続き実施してまいります。

今年度作成しました「食肉の生食等による食中毒予防リーフレット」につきましては、参考資料11として配付しております。

続きまして、最後のページです。16ページをご覧ください。重点施策11、「総合的な食物アレルギー対策の推進」です。

こちらは、食品へのアレルゲン混入防止の技術指導や、食物アレルギーの相談や緊急時対応等に携わる人材の育成を支援していく施策となっております。施策の内容は、記載の2項目となります。

令和3年度は、一つ目の食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導としまして、食品製造業や給食施設を対象として、監視指導を実施いたしました。また、学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成としまして、公立学校教職員や保育所職員等に対しまして、研修等を開催いたしました。開催方法や実績につきましては、記載のとおりとなっております。

今年度につきましても、同様に2項目について実施してまいります。また、令和4年3月に改定しましたアレルギー疾患対策推進計画の概要につきまして、参考資料12として配付しております。

以上で、食品安全推進計画重点施策の進捗状況等についての説明を終わります。

**【五十君会長】** ご説明ありがとうございました。

質疑応答に入りたいと思います。ただいまのご説明に関しまして、ご質問、あるいは、コメントがありましたらお願いします。

蒲生委員、どうぞ。

**【蒲生委員】** ご説明ありがとうございました。日本輸入食品安全推進協会、蒲生でございます。

1点、教えてください。食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度に関する監視指導なんですけれども、輸入品に関しましては、輸入時の輸入届出のところにポジテ



イブリスト適合、ないしは、経過措置期間中というように書いて、検疫所による監視指導が行われています。国内製造品に関して、東京都の事業者さん、それから、その流通品に関してのポジリスに関する監視指導の状況がどうなのか、その点について、教えてください。

【五十君会長】 事務局、お願いします。

【稲見食品監視課長】 ご質問、ありがとうございます。

容器包装につきましては、このポジティブリストが施行される前から、通常の事業といたしまして、検査をしております、現在もその対応を続けているという状況になっております。

【五十君会長】 蒲生委員どうぞ。

【蒲生委員】 検査というのは、じゃあ、ポジティブリスト制度ができる前の事項の件ですね。

【稲見食品監視課長】 制度は変わりましたが、基本的には、今まで使えたものはそのまま使えるという制度になっているというふうに聞いております。新たなものについては、順次、厚生労働省のほうで登録をしていくということ聞いておりますので、今までどおりの検査で対応できている部分があるのかなというふうに考えております。

【蒲生委員】 分かりました。ありがとうございました。

【五十君会長】 ほかにありますか。

では、山下委員からお願いします。

【山下委員】 いろいろご説明ありがとうございました。

ちょっと伺いたいんですが、9ページの機能性表示食品制度というところがありますけれども、これは、今、あまり、一般の区民には分からないんですね。私でも消費生活フェアなどにそれを表示してやっても、これは何ですかとか、全然分からない人のほうが多いので、区民、都民への普及啓発実施というのは、どういうふうにしていらっしゃるんですか。

【五十君会長】 事務局、お願いします。

【稲見食品監視課長】 お答えさせていただきます。

国がつくった制度でございまして、国がリーフレット等を作っておりますので、そういうものを各種の講習会の折に、一緒に配付をさせていただいて、普及啓発を図っているという状況でございます。

【山下委員】 分かりました。ありがとうございました。

【五十君会長】 それでは、渡邊委員、お願いします。

【渡邊委員】 ご丁寧な説明ありがとうございました。大変よく分かりました。

三つの施策について、コメント等をさせていただきます。

最初は、重点施策の5番目、輸入食品対策でございます。この中で、どのような食品、項目を対象に検査を実施するかが書かれており、違反事例等、「等」の中で読み込めるかと思えますけれども、違反事例とだけではなくて、考慮されていることとは思いますが、違反が起こった場合の有害影響の大きさということについても言及いただけるかと思っております。

それから、検査の実施の前提として、試験所での品質保証への取組についても言及いただけたらいいと思います。試験所の品質保証への取組は検査の前提でして、現時点で、国際整合が強く求められる分野で、かつ、食品衛生法の中でも業務管理要領の改訂等が予定されていることでもありますので、その点にご注意いただいて、公表等される際には、情報提供いただければというふうに思います。

次に、重点施策の7番目、新たな表示制度による適正表示の推進でございますけれども、これは、ご発言の中では説明いただいたのですが、この項目の中の4番目で、DNA分析等による食品表示の科学的検証の実施とありますが、どのような表示に対して、どのような食品を検査されているのか、また、その検査の結果として、どのようなものが発見されたのかに関する整理等について言及をされると、ここで、その部分に触れることの意味がもう少し増し、提供される情報が増えるのかなというふうに思いました。

それから、最後、重点施策の10番目、これは、質問なのですが、この重点施策のタイトルでは食品の安全という言葉が使われております。その中身を見てまいりますと、食品安全、食の安全、食品の安全と、複数の言葉が使われております。食品安全委員会での説明等にもありますけれども、食の安全と食品の安全、あるいは、食品の安全性という言葉は、厳密にいうと違います。ですから、このタイトルにある食品の安全という言葉は意図して使い分けられているのか、あるいは、そうでないのかというところが少し気になりましたので、質問とさせていただきます。

以上です。

**【五十君会長】** それでは、5番、7番、10番の施策に関しまして、お願いします。

**【稲見食品監視課長】** まず、輸入食品対策でございますけれども、おっしゃるとおり、有害影響の大きさというものを考慮しながら、収去検査をしているという状況でございますので、その辺も検討しながら、今後、資料のほうを作っていくというふうに考えております。

それから、品質保証への取組でございますが、ご指摘のとおり、業務管理要領の改定というものが厚生労働省のほうで検討されると聞いておりますので、そういったものが改定された暁には、体制等を見直していくということもございますので、ひょっとすると、次期計画からということになるかもしれませんが、そういったものも入れていくような検討をしていきたいなというふうに考えております。

それから、DNA分析の結果の公表の件でございますけれども、実は、ちょっとここには、紙面の都合もございまして、載せさせていただいていないんですけれども、ホームページのほうに、遺伝子組み換え食品の分析の結果については載せさせていただいているという状況でございます。次回以降、必要があれば、参考資料として、つけさせていただければというふうに考えているところです。

それから、最後に、食の安全のところなんですけれども、ここは、食品の安全に関するリスクコミュニケーションということで、全体的なものを食品の安全という形で表現はさせていただいております。文言の統一が必要ということであれば、その辺も精査させていただいて、今後、資料を作らせていただければと思います。

以上になります。

【五十君会長】 最後のご質問ですが、質問の回答はよろしいですか。

【渡邊委員】 ありがとうございます。そのような理解で言葉を使われているということで納得をしましたので、これ以上ありません。

以上です。

【五十君会長】 それぞれの違反例などをここに載せるのは少し煩雑になるということで、そちらにつきましては、また確認をお願いします。

そのほか。春日委員、どうぞ。

【春日委員】 国立環境研究所の春日です。

ご説明ありがとうございます。質問が1点とご提案、あるいは、お願いが2点あります。

まず、質問は、重点施策3に関するものです。多様化する食の提供主体への衛生管理の推進ということですが、ボランティア等の食の提供主体は、営業許可等の規制の対象外となるということですが、ご説明いただいたガイドラインですとか、リーフレットに関して、ご相談はどのくらい来ているのでしょうか。それが一つの質問です。

それから、お願いについて、重点施策の4があります。食品安全情報評価委員会とこの審議会との連携なんですけれども、実は、去年も同じことを発言したんですが、食品安全情報評価委員会の会議が開催された報告をこちらの審議会委員にもご一報いただくと、ありがたいと思います。私たちが都のホームページを見に行けばいいんですけれども、なかなかいつ開かれたという情報がないと、読みにくいところもありますので、ご一報いただければ、私たち自身でそのウェブサイトに行って、ということが報告されたのかということを見る機会ができますので、そこをぜひご一報いただけたらというふうに思います。

もう一点、ご提案になりますが、これが重点施策の9番、外国人への情報発信等です。こちら、柔軟にいろいろな言語で対応されているという大変すばらしい取組だと思います。もしかすると、もう既にご連絡等されているのかもしれないんですが、各大使館へのアプローチですとか、それから、支援団体へ積極的にこういうものをご案内いただくと、より効率的に使っていただけるのかなというふうに思いました。既にされているのであれば、ちょっと余計なことですが、

以上です。

【五十君会長】 ご質問とご意見が二つですが、いかがですか。

【稲見食品監視課長】 まず、ボランティア関係の要綱への質問の状況ということでございますけれども、要綱を昨年作りまして、周知等を行っております、6月30日現在でどれぐらいご質問があったのかというのを、まとめてございます。都区市、一緒につくったものでございますので、都区市の結果でございますけれども、意外と多くて、773件のご質問をいただいているという状況でございます。

それから、情報評価委員会との連携でございますが、評価委員会が終わった後に、ホームページ等に資料を載せさせていただいているような状況でございますので、それが完了した段階で、こちらの委員の皆様にも情報提供させていただきたいと思いま

す。

それから、外国人への情報発信の部分でございますけれども、残念ながら、大使館とか、支援団体へのアプローチというのは今行っていないという状況になりますので、お話を受けて、検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

【五十君会長】 春日委員、よろしいでしょうか。

【春日委員】 ご検討いただきまして、ありがとうございます。

では、重ねて、ちょっと一つだけ伺います。800件近くものご相談があったということは、皆さん、食品安全を意識していらっしゃるということの裏返しだとも思われますので、大変いい反応だと思えますが、何といても、対象がお子さんだったり、脆弱な方が多いので、食品衛生安全というのは本当に基本のキだと思えますので、これは受け身というよりも、何らかの、何と云うか、必ず受け取れるような、そういうことを開設する際には、必ずそういう情報を受け取るような仕組みを何か考えていくことが必要なのではないかなというふうに感じているところです。引き続き、ご検討をよろしくお願いいたします。

【五十君会長】 事務局、追加はございますか。

【稲見食品監視課長】 現在、子供食堂を所管しているような少子関係の部署であるとか、あるいは、認知症カフェなんかを所管しているような高齢者を所管するような部署に、このリーフレットについて、情報提供させていただいておりまして、何らかの相談がある場合には、ぜひ、保健所につなげていただきたいというお願いをしているところでございます。なので、かなりの部分で、情報が行き渡っているのかなと。その結果、多くの方がご相談にいらしたのかなというふうに考えているところです。

【五十君会長】 相談に対応していただけるということは、大変うれしいことだと思えます。ぜひ、手厚く対応していただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

そのほか、ご質問、コメントありますか。

それでは、WEBから、柿本委員、お願いします。ミュートを外してお話してください。

【柿本委員】 主婦連合会の柿本でございます。

聞こえますか。

【五十君会長】 はい、聞こえています。

【柿本委員】 ご説明ありがとうございました。

私からも4点のコメントでございます。

まず1点目、重点施策1のGAP認証制度についてでございます。とてもきれいなというか、読みやすい冊子を送っていただきまして、ありがとうございました。安全・安心だけじゃないというふうにして書いてありまして、開けると、町と農地が近いと、まさにSDGsの世界にあっては、やっぱり移動距離の少ないものというのは、理想的でございますので、これは、言うに及ばずですが、ますます推進をしていただきたいと考えております。小売店舗でのPRイベントが17回ということでしたが、

令和4年度も、コロナ禍ではありますけれども、ぜひ、市民に向けてのPRを丁寧にしていただきたいと思います。

それから、2点目、重点施策3の多様化する食の提供主体というところで、私も重なりますが、ボランティア等の食の提供主体への衛生管理に係る技術的支援のところでございます。ぜひ、丁寧に支援をしていただければと思います。例えば効率的な消毒の仕方ですとか、配食の順番ですとか、技術的なよい方法が色々あるのではないかと考えられますので、ぜひ、丁寧な支援をお願いしたいと思います。

3点目、新しい日常のところでございますが、これはもう定着をするというふうに考えてよろしいかと思しますので、ぜひ、監視指導をよろしくお願いしたいです。

4点目、重点施策5の輸入食品対策のところでございますが、これは、2番のところ、法令違反を発見して、措置をしていただいたということなんですけれども、今年度、勘案して検査を実施するというところでございますので、ぜひ、ここを同じような違反が違反にならないように、フォローアップをぜひお願いできればと思います。

ごめんなさい。あと、もう一点でございます。重点施策の9のところ、外国人への情報発信等の充実のところでございます。先ほども出ましたけれども、これは、非常に重要な情報発信になるかと思えます。ガイドブックも見せていただきましたけれども、とても丁寧で、そして、隅々まで書いてあるのですけれども、なかなかこれを読みこなすのは大変かなというのが感想でございます。そして、情報提供の支援のところ、3番、動画配信をしていただいて、受講者が283名というふうに書いてありますが、終了後のアンケートか何かはお取りになっているのでしょうか。もし何かアンケートなどを取っていられて、特徴的な感想などが寄せられているようでしたら、お教えいただければと思います。

以上でございます。

【五十君会長】 それでは、どうぞ。

【高橋食料安全課長】 産業労働局農林水産部の食料安全課長の高橋です。どうもご質問ありがとうございます。2点のご意見いただきまして、どうもありがとうございます。

まず一つ目、東京の農業についてということで、東京の農業、確かに地産地消という観点からいきますと、移動距離が少ないとか、あるいは、顔の見える農業が進められているということで、それを進める上で、GAP認証は有効的だというふうに考えております。令和2年度から小売店舗のPRイベントを行っておりますが、今年度につきましても、同様に、店舗を絞りまして、より効果的なイベントを進めていきたいというふうに思っております。継続してまいりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【五十君会長】 GAPについての解説だったと思います。

ほかのご質問について、事務局からありますか。

【稲見食品監視課長】 まず、施策の3、ボランティアの支援と新しい日常につきましては、ご指摘のとおり、丁寧な仕事を進めていきたいというふうに考えております。

また、5番の輸入食品対策で違反の発見の措置につきましても、これも内訳を申し

ますと、残留農薬の違反が3件と、それから、表示についての違反が1件ということでしたので、その件については、所管の自治体のほうからしっかり指導ができてきているという状況です。なので、今後も、同じような違反がないかというのを来年も継続して調べていきたいというふうに考えております。

また、最後の情報発信の部分でございますけれども、講習会自体は、お医者さんと、それから、患者さんの団体の方、それから、飲食店の方と、それから、行政の方がそれぞれ講演するというような内容になっておりまして、4者の意見が聞けて、非常にためになったであるとか、あるいは、アレルギーコミュニケーションシート自体、知らなかったのか、今回役に立ったとか、そういった意見をいただいているところです。

以上です。

【五十君会長】 柿本委員、よろしいでしょうか。

【柿本委員】 結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【五十君会長】 そのほか、ご質問、コメント等ございますか。

小浦委員、どうぞ。

【小浦委員】 ありがとうございます。小浦でございます。

大変分かりやすいご説明、ありがとうございました。

私からは2点ご質問があるんですけども、1点目は、重点施策の2のところのHACCPに関することですけども、法改正が行われまして、HACCPの導入というのは義務化というか、しなければいけないということに関して、東京都は食品衛生管理ファイルというものを分かりやすく作られて、きめ細やかな指導をされているということは承知しております。有識者による訪問アドバイスのことに関してなんですけれども、そのファイルに沿って、HACCP導入すればいいことではあります、なかなかそこが難しいという事業者に対して、有識者が入って、重点的な支援をされているということで、令和4年度も同じようなことをされるということは、大変いいことだと思うんですけども、困っている事業者さんが東京都へそういうアクセスをする方法というのは、簡単に分かるようになっていのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

もう一点は、施策の5ですね、輸入食品対策、先ほど渡邊委員のご質問のところで回答がありましたので、ここで検査の実施、それについての細かい数値はちょっとここでは煩雑になるということでしたので、理解できたんですけど、あえて言わせていただきますと、1のほうですね、やはり倉庫の事業者への立入りですとか、監視指導実施というところの件数は分かるんですけども、結果が気になるところでございます。ごくごく簡単でも結構ですので、何らか記入があるといいのかなと思いますし、せめてこの審議会の中で口頭でも結構ですので、やはり結果を教えてください、また次の年度への監視のところにも役立つのではないかなというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思います。

以上です。

【五十君会長】 ありがとうございました。

事務局、何か追加がありますか。

【稲見食品監視課長】 まず、1点目のHACCPの導入の訪問アドバイス事業の周知の方法なんですけれども、こちらは、私ども保健所を含めて、いろんな方法で、できるだけ周知をしておりますして、年度初めにチラシを作らせていただいて、対象となるような小規模の飲食店に配っていただいたり、また、個別に訪問していただいて、困っていませんかというような、そういった話もさせていただいているところです。

それから、2番目の検査の結果の記入という部分でございますけれども、ご指摘いただきましたので、次回の資料から書ける部分については書かせていただきますし、それから、口頭でご説明できる部分については、また口頭でご説明していきたいと考えております。

以上です。

【五十君会長】 小浦委員、よろしいですか。

【小浦委員】 はい。ぜひ、その方向でよろしく願いいたします。

【五十君会長】 これは、渡邊委員からもありましたように、非常に重要なところですので、簡単でもよいので少しコメントをつけていただいて、分かりやすくしていただきたいということだと思います。ご意見ありがとうございました。

そのほかはありますか。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 食品産業センターの阿部でございます。

質問というよりは、全体のコメントとして聞いていただきたいと思っています。今回の食品安全推進計画については、幅広い分野について網羅されていて、本来、国がやるべきことだとか、自治業務として責任を負っている部分も含めて、結構、丁寧にこういうパンフレットを作ったり、あるいは、講習会をやったりというような活動そのものは、全般として、やっぱり日本国を代表する自治体なんだなと評価できるものだというふうにすごく思っています。

1点だけコメントということであると、そういう面であると、東京都の課題、東京都ならではの課題に対して、フォーカスして、それを重点的にやるというような取組がこの計画の中に書かれていると、もっと分かりやすく都民も安心するんじゃないかなというような感じは思いました。例えば、コロナ禍でテイクアウトが増えて、そのテイクアウトを飲食店が今までやったことがない人たちがやるときの衛生管理、その指導をするというのは、この令和3年度の計画に書いてありました、あと、子供食堂だとか、外国人労働者が多い、輸入食品とか、東京都は全国に比較してすごくそういう比率が高いので、ここを重点的にやっていますというような説明があるといいんではないかなというふうに私は感じました。

以上になります。

【五十君会長】 コメントであると思いますが、よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問。森田委員、どうぞ。

【森田委員】 ご説明ありがとうございました。

様々な施策の中で、私は、重点施策の6、「健康食品」対策について、お伺いできれば

と思います。

都は、健康食品の対策について、例えば、健康被害ですとか、そういうところに専門委員会を設けたり、事業者に対しても、講習会を開催するなど健康被害という観点から、きちんと事業者の方々にルールを徹底させるというようなことをしてきていただいたと思います。その点は、やはりさすがに東京都といつもずっと思って拝見しています。最後の6の機能性表示食品について、こちら、適切な対応というふうにあるんですが、この制度は新しい制度なんですけれども、様々な問題もあり、例えば、広告の問題ですとか、事後チェック制度ということで、実際に本当に成分がきちんと入っているのかとか、特定保健用食品など違って届出ということもあるので、監視ということも必要なのかなと思います。

そういった意味での対応は、どのようにされているのか、お聞きしたいと思います。普及啓発は、こういう制度ができましたとなるんですけれども、この制度に対する適切な運用に対する取組を教えていただければと思います。

【五十君会長】 運用に関してのコメントだと思います。いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご質問ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、機能性食品の表示制度自体は、消費者庁にそのまま届け出るということになっておりまして、実際には、自治体が絡まないような、そういった制度になっております。なので、なかなか検査とか監視指導とかするのは自治体の立場で難しいという状況になっております。というわけで、こうしたものはやっていきますというのが特段なくて、私どもも普及啓発に力を入れているという状況になっています。ただ、この1番にあります試買調査の中で、購入したものがあれば、表示等については、適切に確認していくというような作業はしているという状況です。

【五十君会長】 森田委員、よろしいですか。

【森田委員】 はい。ありがとうございます。

【五十君会長】 私も、この関連で確認を。1の項目の試買の監視指導について、126品目を購入して、不適切な表示・広告を行った事業者102品目という、非常に高い割合だと思います。不適切な表示・広告というのはかなり問題のあることのように思われます。先ほどの具体的なお話を聞きたいという部分なのですが、いかがですか。

【稲見食品監視課長】 この試買調査なんですけれども、実は、非常に違反の蓋然性が高いというものを狙って買っているというような状況でございますので、市中一般に売られている健康食品と比べて、違反率は非常に高いのかなというふうに感じております。

違反の状況なんですけど、多くは、ここにありまして、表示の不備でございます。例えば、原材料と添加物が明確に区別されていなかったとか、あるいは、表示自体が完全に欠落していたというようなもの、また、製造所または加工所の情報が正しく表示されていなかったとか、そういったものをしっかり確認して、違反として計上しています。

【五十君会長】 令和4年度には、違反の蓋然性が高いと思われるものの調査を主



体に行っているということですので、引き続きよろしく申し上げます。

【稲見食品監視課長】 はい。

【五十君会長】 そろそろご質問はよろしいですか。

では、時間もありますので、次に参りたいと思います。

続きまして、報告事項2、バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドラインの改正につきまして、事務局からご説明願いたいと思います。

なお、質疑応答につきましては、報告事項3まで説明をいただいた後に、併せてご発言いただきたいと思います。ご了承ください。

それでは、よろしく申し上げます。

【事務局】 食品監視課の木村と申します。

それでは、事務局から、バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン（以下ガイドラインと言います）の改正について、ご説明させていただきます。

資料2、表面をご覧ください。

東京都では、消費生活対策審議会の答申を踏まえ、遺伝子組換え食品などのバイオテクノロジー応用食品について、平成13年度にガイドラインを策定しました。これにより現在、食品表示法に基づく食品表示基準に従い、遺伝子組換えに関する表示をした食品について、消費者が商品を適切に選択できるように、都内事業者にはマーク表示への協力を働きかけているところです。

マークの協力事業者ですが、資料中に記載はございませんが、現在、イオン株式会社様、株式会社西友様、東京都豆腐商工組合様の3者になります。

平成31年4月、食品表示基準の一部が改正され、来年4月1日の「遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度（以下「新制度」と言います）」の施行に伴い、遺伝子組換えのものの混入率によって、任意表示の区分が二つに分けられることになりました。そのため、新制度における二つの区分の任意表示に対応できるよう、この度、ガイドラインを改正し、新たなマークを作成することとなりました。

資料の図では、どのように制度が変わるのか分かりやすくなるよう、新制度の箇所にも現行のマークを記載していますが、新制度の施行に合わせ、マークは全て改正を行います。

現行の制度から新制度への改正内容について、ご説明いたします。

資料の図をご覧ください。

遺伝子組換え表示の対象農産物について、現行の制度及び新制度において、義務表示の対象となるもの、任意表示の対象となるものを混入率を縦軸に取り、記載してあります。まず、義務表示でございますが、義務表示については現行の制度、新制度、考え方は変わりません。分別生産流通管理を行い、遺伝子組換え農産物を分別している場合は、その旨を遺伝子組換えなどと表示し、分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を分別していない場合は、その旨を遺伝子組換え不分別などと引き続き表示を行います。

任意表示については、現在の遺伝子組換えでないという一つの区分による表示から、来年4月1日以降、表示を行う場合は、情報が正確に伝わるよう、二つの区分に分け表示することになります。

現行の制度の任意表示の考え方、一つの区分による表示の考え方について、簡単にご説明いたします。

遺伝子組換え農産物については、品目により輸入量が多く、かつ流通段階の複雑なものがあり、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、遺伝子組換えのものとの一定の混入は避けられないことから、我が国において、大豆、トウモロコシについて、分別生産流通管理が適切に行われている場合においては、5%以下の意図せざる混入が認められています。

この意図せざる混入の許容混入率を設定した上で、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われている場合、遺伝子組換えでないとの表示が可能となっております。

来年4月1日以降、消費者に情報が正確に伝わるよう、この任意表示の区分が二つに分かれ、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた場合は、その旨を分別生産流通管理済みなどと、分別生産流通管理を行った上で遺伝子組換えの混入がないと認められる場合は、その旨を遺伝子組換えでないなどと任意表示を行う場合は表示が必要となりました。

以上が、大豆、トウモロコシなどの遺伝子組換え表示の対象農産物を例とした現行の制度から新制度への改正内容となります。この内容を踏まえ、東京都では、この度、ガイドラインを改正し、新たなマークを作成することになりました。

続きまして、ガイドライン改正までの予定について、ご説明します。東京都では、本年6月から7月にかけて、新しいマークの原画を作成しました。具体的には、事業者から広く原画案を募り、募集後、バイオテクノロジー応用食品のマーク改正に伴う原画作成委託に係る事業者選定審査会（以下、審査会と言います）にて最も優れた原画案の選定を行いました。

審査会では、マーク原画案12案について、外部委員の先生方も交えながら、マークが見やすく、分かりやすいかといった観点からご審議いただき、選定された原画案に事務局で若干修正を行い、マーク案を完成いたしました。

ガイドラインの改正は10月頃、事業者、消費者へのリーフレットによる周知は12月頃、ガイドラインの施行は来年4月1日を予定しております。

資料裏面をご覧ください。

大豆を主な原材料とする加工食品を例にし、使用した原材料に応じて対応するマーク案をお示ししてあります。新しいマーク案は、組換え不分別、分別生産流通管理済み、非組換えのそれぞれの管理方法について、該当する区分を目立つよう強調するとともに、マーク周りに説明文を記載したものとなります。

新しいマークですが、マークを小さいサイズで使用する場合は、マーク周りの説明文は削除できるよう規定を行う予定です。また、色つきのマークも作成いたします。

資料では、義務表示である1、遺伝子組換え大豆を原料とする場合、2、遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料とする場合の例では、それぞれ組換え、不分別の文字を強調したマーク、新たな任意表示である3、遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われた大豆を原材料とする場合、4、遺伝子組換え大豆が混入しないように、適切に分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換えの混

入がないことを確認した大豆を原材料としている場合の例では、それぞれ分別生産流通管理済み、非組換えの文字を強調したマークを表示しております。

東京都では、ガイドラインの改正の消費者及び事業者への周知に力を入れるとともに、事業者に対し、マーク表示への協力を呼びかけてまいります。

説明は以上となります。

【五十君会長】 はい。ありがとうございました。続きまして、報告事項2、東京都ふぐの取扱い規制条例等の改正について。事務局からご説明願いたいと思います。

【事務局】 それでは、事務局から、東京都ふぐの取扱い規制条例等の改正について、ご説明させていただきます。

資料3、東京都のふぐの取扱い規制条例の改正について、横判の資料をご覧ください。

令和3年10月13日に、審議会によりまして、ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について、答申をいただきまして、それに基づいて条例を改正いたしました。条例等の改正は、試験制度の改正を含みますが、試験制度の改正については受験生への十分な周知と配慮が必要であるため、2段階で施行いたします。

まず、第1次、令和4年4月1日施行となりました改正事項のポイントですが、次の二つになります。まず第一に、ふぐの取扱いとして定義する規制範囲の改正です。改正前の条例の規制範囲が未処理のふぐの取扱いとして、食用のふぐを販売、または販売の用に供するための貯蔵、処理、加工もしくは調理することであったところです。

有毒部位が確実に除去されたものを加工調理することについて、処理を確実に行うことで安全性が確保されることから、規制範囲から除外し、販売、または販売の用に供するための貯蔵については、都内に多種多様なふぐが流通する実態等も含めまして、引き続き処理と併せて規制範囲の対象となるよう改正しました。

続きまして、第二のポイントは、ふぐ加工製品取扱い届出制度の廃止です。改正前は、資料中、右のところにありますが、写真例示いたしましたふぐ加工製品、これにつきまして、取扱いを行おうとする者は、施設ごとに届け出ること、また身欠きふぐ及び精巢のふぐ加工製品について、容器包装に入れられ、見やすい箇所に規則で定めた表示を行うことなどが必要となっておりました。

これまでの規制の背景となっておりました身欠きふぐの除毒状況が十分に改善されていること、また第一の改正ポイントである規制範囲の改正の考え方と同様、有毒部位が確実に除去されたふぐ加工製品については、安全性が確保されることなどから、これまでの届出や身欠きふぐの表示等の規制を廃止することとなりました。

続きまして、第2次、令和5年4月1日施行の改正について、ご説明いたします。第2次施行の改正のポイントがふぐ調理師試験免許制度の見直しになります。改正のポイントの第一は、試験の受験資格についてです。これまでふぐ調理師の認定試験につきましては、受験資格として調理師免許を取得していること、2年以上の従事経験があることを要件としてきましたが、これを廃止します。

次に、改正ポイントの第二が資格名称になります。受験資格の廃止に伴い、これまでのふぐ調理師の資格名称について、調理師法に抵触しないよう資格名称を変更いたします。新資格名称の選定の背景ですが、ふぐの処理等に係る資格者の名称につきま

しては、食品衛生法施行規則上の規定はなく、関係通知におきましてふぐ処理者の名称が使用されておりますが、他自治体の有資格者の名称については、ふぐ処理者に限らず複数の資格名称が混在しており、統一されていないといった実態があります。

また、ふぐの取扱い等に関する制度の在り方の検討に際しまして、東京都、特別区、八王子市及び町田市による検討の結果、ふぐ取扱責任者に変更することについて、意見の合意がありました。

これらを踏まえまして、新資格名称をふぐ取扱責任者といたしました。改正に際し、新資格名称につきまして、関係業界にご報告し、特段のご意見はいただいておりますことを申し添えます。

次に、第三のポイントとしまして、旧資格であるふぐ調理師の取扱いです。旧資格ふぐ調理師を新資格であるふぐ取扱責任者とみなすこととしまして、旧免許証につきましては、破損等した場合の再交付を除きまして、新免許証への書き換えをすること等なく、そのまま使用できるものいたしました。

最後に、資料中、右下に、参考として記載しました試験内容の改正について、ご説明いたします。

試験内容の改正については、条例の第2次施行の改正内容に合わせまして、今後、令和5年4月1日施行として規則改正等を行っていき、整えることとなります。まず、学科試験につきまして、受験資格の廃止に伴い、調理師が受験することを前提とした試験ではなくなることから、水産食品の衛生に関する知識の内容を追加いたします。そして、実技試験については、調理技術を外すこととなります。

以上で、条例改正についての説明を終わります。

【五十君会長】 はい。ありがとうございます。ただいまご説明がありました報告事項2及び報告事項3につきまして、質問、ご意見等がございましたら、受け付けたいと思います。最初にどちらかを明らかにして、ご質問をお願いしたいと思います。いかがですか。

それでは、森田委員、お願いします。

【森田委員】

資料2の遺伝子組換え食品のガイドラインのほうについて、お伺いします。こちらの話はガイドラインの改正がありきということですがけれども、この制度の見直しですとか廃止も含めて検討はされたかどうかということをもっとお聞きしたいと思います。

といいますのは、この制度は2001年に国が制度をつくったときにできたものですが、当時は遺伝子組換え、不分別、組み換えでないという三つの区分で、恐らく不分別というのがもっと多くなるだろうと予想されていたものかと思います。ところが蓋を開けてみると、遺伝子組換え、遺伝子組換え不分別という表示は、店頭で見かけることはほとんどありません。この20年で私もずっと見ていますけれども、一時期コーンスターチで不分別があったのと、あとそれから輸入食品なんかで一部ありましたけれども、ほぼなくて、市場にあるのは遺伝子組換えでないという任意表示の制度ばかりだと思えます。

この制度ができた当時は三つの区分を適切に選択するというふうな意味があったかと思うんですが、今はやはりもう遺伝子組換えではないという強調表示のような意味

合いに変わってきていると思います。この20年の変化の中で、引き続き都としてこうした強調表示を民間の団体、民間の方々に推奨していくということについて、それがどうなのか、妥当なのかというような20年の振り返りということがあったのかどうかということ。そして、実際に今、イオンと西友さんでやられているというふうにおっしゃっていましたが、たしかに制度ができた当時は、東京都の豆腐とかもやしとかも私は見かけたという記憶があります。ただ、今は、ほとんどそういうものがなくて、イオンですと、実際に見に行ったんですけども、きな粉ですとか、それからトウモロコシですとか、あと豆腐は1品だけでしたし、それからおみそも1品だけで、そして西友に至っては、きな粉と、あとそれからトウモロコシの冷凍のものというふうに、本当に全部合わせて10品程度しか私は見つけることができませんでした。もしかしたら、制度が今、変わっているところなので、つけていないということかもしれないけれども、あまり普及していないなというようなイメージがございます。

そういうことも含めて、このガイドラインが果たしてきた意味ということも変わってきているし、そして実際にはあまり使われていないということがありますと、廃止ということも含めて検討が行われたのかどうかということをお聞きしたいということが1点あります。

それから、もう一点は、このデザインですけれども、きな粉はこのマークが大きいんですけども、冷凍食品はすごく小さくて、直径が1.5センチぐらいしかないし、そしてこの色がグレーと黒の白抜きというすごく見づらい。先ほどのご説明だと色を変えますというようなお話をされていましたが、現在は大きさとかフォントの指定がないので、すごく物によって小さかったり大きかったりして見づらいというような状況もあるということもあります。

そういうところも含めて普及してこなかったんじゃないかとも思いますし、それから最も気になるのは、分別生産流通管理済みという言葉なんですね。この分別生産流通管理済みって、とても消費者にとっては分かりにくい言葉だなというふうに思っています。

例えばイオンさんなんかを見ていると、そういうふうには書かれていなくて、欄外に言葉で、大豆は遺伝子組換えのものと分けていますというふうに分かりやすく書かれていたり工夫されているんですね。この言葉をどんと黒字に大きく書かれても、果たして意味が分かるのかなというようなことも含めて、再考をちょっとしていただくような機会がないかというふうに思って意見を申し上げます。

**【五十君会長】** はい。遺伝子組換えを強調しないということですね。要するに、非遺伝子組換えを強調するようなことについての議論をしっかりといただけたのかを確認したいということか思います。事務局から。お願いします。

**【稲見食品監視課長】** ご指摘ありがとうございます。廃止について議論したのかというお話でございますけれども、このマーク、実態として現在、使っていただいているという状況でございますので、廃止についてというよりも3段階であったものを4段階にするということを優先させていただいて、使えるような形でリニューアルしたというのが今回の改定でございます。

それから、色はグレーで、すごく見にくいというお話をいただきましたが、これ実

は今、カラーバージョンをつくっておきまして、それぞれ4種類色が違ってまいります。また、大きさについても、小さいものをつけた場合には、この外側の丸で囲っている表示、恐らく見えなくなってしまうと思いますので、そういったものをつけなくていいとか、そういった形の運用をしていきたいというふうに考えているところです。

あと分別流通管理済みは非常に分かりにくいんだというようなお話をいただきましたけれども、残念ながら消費者庁がつくった表示のルール上は、そういった表記をしなければならないということになっておりまして、それと違うような形のマークをつくると、また混乱を招くというようなこともございましたので、このマークについては分別流通管理済みという形でマークをつくらせていただきました。

以上になります。

【五十君会長】 森田委員、いかがですか。意見がありましたらお願いします。

【森田委員】 そうですね。ご説明ありがとうございました。確かに使っているという実態は私も確認したんですけども、やっぱり数がすごく少ないというようなことはあるかなというふうに思います。消費者がこのマークを認知しているといったような、この20年間のアンケートですとか、それからどのぐらい普及してきたかとか、そういったことは調べられておられますか。

【五十君会長】 事務局、いかがですか。

【稲見食品監視課長】 そこについては、特段調査を行っておりません。

【森田委員】 もう一点。またこれ、マークに関して、都がやるのであれば、マークが正しいかどうかの確認、分析とかそういうことは今までされてこられましたか。

【稲見食品監視課長】 このマークについては、あくまで任意でつけていただけるというマークになっておりまして、それが表示上のものと同じでなければ、それは当然まずいというふうに考えています。なので、表示の検査の中でマークがついたものを取れば、一緒に行ってきたということになります。

【五十君会長】 恐らく森田委員のご発言は、今度、新しくマークをつくったとしても、実際にはこのマークはむしろ使われないんじゃないかというような、そういうご意見なのかという気がいたしました。

【森田委員】 はい。そうですね。そのような懸念の下でお話しています。

【五十君会長】 あえて新しいマークをつくる必要があるかの議論をしていただきたいという、コメントだと思います。

【森田委員】 ありがとうございます。そのとおりです。

【五十君会長】 いかがでしょう。

【稲見食品監視課長】 そうですね。現在、マーク原画については、既に確定したという状況でございますので、当面の間は、このマークについては使用を普及啓発していきたいというふうに考えています。

【五十君会長】 この審議会でご意見が出たということ、議事録に残していただければと思います。

よろしいですか、森田委員。

【森田委員】 すみません、ちょっとしつこいんですけども、分別生産流通管理済みは、消費者庁がこれを書きなさいということではなくて、書くのであれば、分別生

産流通管理済みやほかの書き方も幾つか事例は出しているかと思います。そこでもあえてこの言葉にしたということですよ。

【稲見食品監視課長】 この言葉はやっぱり分かりにくいんじゃないかというような意見もありましたので、逆にこの言葉について、少し普及啓発もしなければいけないかなというふうには考えています。

【五十君会長】 そのほか、コメントありますか。蒲生委員、どうぞ。

【蒲生委員】 今、森田委員がおっしゃった指摘というのは非常に重要なかなというふうに思いますので、その点については今後も引き続きご検討いただければと思います。

私からは簡単に、この表示の中の説明のところについて、ちょっと気になった点を申し上げさせていただきます。分別生産流通管理済みとあと非組換え、この違いがやっぱりちょっと分かりにくいかなというふうに思います。なぜなのかなというふうに思ったんですけども、分別生産流通管理済みというプロセスと、それで非組換えであるというプロダクト両方を説明している非組換えのところと、上は分別生産流通管理済みというプロセスしか書いていないから分かりにくいのかなというふうに思いました。

そこで、これも決定してしまっているということであれば、ちょっと蛇足なんですけれども、東京都さんの事例は、円の周りに説明を書いて、より理解を進める、単に分別生産流通管理済みだけよりも理解を促進するいい取組だなと思うんですが、このところの文言をもし変えられるのであれば、こちらもプロセスとプロダクトを両方書く。例えば、分別生産流通管理を行い、混入率を5%以下に抑えていますというように、遺伝子組換え混入率を5%以下に抑えていますというふうに書くとか、もしできればなんですけれども。どうもこの分別生産流通管理をしているのに非組換えではないのかどうなのか。ちょっとこの二つのマークの違いが分かりにくいというふうに思いましたので、提案をさせていただきました。

以上です。

【五十君会長】 はい。事務局、追加、何かありますか。

【稲見食品監視課長】 このマークの周りの文言につきましても、十分検討させていただきますので、その中で間違いのないようにという形でつくらせていただいたものですので、ちょっと今から変更は難しいかなというふうに考えています。

【蒲生委員】 分かりました。結構です。

【五十君会長】 今回は報告事項という扱いです。ご意見が出たので、今後、ご検討の機会があれば考慮していただきたいと思います。

そのほか、ご質問、ご意見等ございますか。ではWEBから、吉田委員、どうぞ。

【吉田委員】 ふぐの取扱い規制条例の改正について、1点質問いたします。今回の改正については、東京都としてはかなり現実に合わせたい方向に向けての改正だと思っています。有毒部位を持っているいわゆる丸ふぐについては、規制を継続し、その後、有毒部位は確実に除去されたふぐ加工品の取扱いについては緩和すると。これについては、いい方向だと評価します。

ただ、全国共通ではないので、ほかの県、他県はやっぱり違う規制の方法をまだ継

続しているので、今、インターネット販売等々で随分全国的な展開に販売がなる可能性が強いので、その観点からほかの県との規制の平準化、そういうもののすり合わせというのをどのように進めるおつもりでしょうか。その点について、1点お教えてください。

【五十君会長】 それでは、事務局。

【稲見食品監視課長】 ご質問、ありがとうございます。今回の改正は、ご指摘いただいたとおり、国が全国平準化を目指して、全国統一的にふぐの取扱いについて改正を促したものに対応した改正になります。まだ、東京都は一部上乘せの部分がございまして、丸ふぐの取扱いについては今後も規制していくということでございますが、その部分についてはやはり魚種鑑別というのが非常に大事になってくるという検討会の意見もございましたので、今のところ改正する予定はございません。他県の状況については、引き続き情報収集をしていきたいというふうに考えております。

【五十君会長】 はい。吉田委員、よろしいですか。

【吉田委員】 はい。ありがとうございます。

【五十君会長】 はい。そのほか、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

特に追加、ご質問等はないようです。それでは、以上で予定の事項は全て終了いたしました。

大変、活発なご意見、また円滑な進行につきまして、皆様のご協力、ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【稲見食品監視課長】 五十君会長、どうもありがとうございます。委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございます。

また、第9期委員の任期は11月末まででございますが、今回の会議が第9期委員最後の会議になるかと思っております。つきましては、最後に、健康安全部長から皆様へのお礼を兼ねまして、ご挨拶申し上げます。

【藤井健康安全部長】 福祉保健局健康安全部長の藤井でございます。

本日は、長時間にわたりまして、活発なご議論をいただき、また、貴重なご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。食品安全審議会のこの会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、令和2年12月から第9期東京都食品安全審議会委員といたしまして、2年間にわたり、都における食品の安全確保に関する施策について、精力的にご審議いただきましたことに感謝を申し上げます。

この間、主に東京都ふぐの取扱い規制条例等の改正について、検討部会及び審議会にてご審議をいただきました。昨年10月には答申をいただき、本日、ご報告させていただきましたとおり、無事、条例の改正を行うことができました。

食というものは、日々の生活に欠かせないものでありまして、人々の関心が高い分野でございます。東京都といたしましては、都民の食の安全・安心の確保に向けまして、今後とも都民の皆様、そして事業者の方々との相互理解を深めながら取組を進めてまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、今後も引き続き、様々な立場からのご指導、ご鞭撻を賜り



ますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、これまで委員の皆様方のご尽力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**【稲見食品監視課長】** 次期委員の委嘱につきましては、現在、調整させていただいているところでございます。引き続きお願いする方につきましても、改めて委嘱の手続をさせていただくこととなりますので、その際は改めてご連絡をさせていただきます。

それでは、これもちまして、令和4年度第1回食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。